

教員（非常勤講師を含む）各位

副学長（教育担当） 宮下俊也

令和4年度前期における授業・ゼミ等の実施に係る留意事項について

前期の授業・ゼミ等の実施においては、下記に示す内容について、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. シラバスへの授業形態に係る記載

前期の授業・ゼミ等は、原則、対面による実施（履修登録者数が多い授業科目で教室を確保できないなどの場合は非対面）となることを踏まえて、対面・非対面等の授業形態を検討いただき、シラバスに授業形態を記載願います。

記載方法等は、教育課程開発室 FD 専門部会長から発出されている「令和4年度前期「授業計画（シラバス）」の作成等について」を参照ください。

<令和4年度前期「授業計画（シラバス）」の作成等について（抜粋）>

- ・ 「授業計画」欄の最初に、「対面」「非対面」「対面・非対面の組み合わせ」いずれにより実施するかを明記してください。
- ・ 「非対面」または「対面・非対面の組み合わせ」を選択した場合は、前項の続きに「非対面授業の際に使用するツール・アプリ名」および「第一回目の授業をどのような方法で行うか」も併せて記載してください。ツール・アプリの使用法など、詳細については「受講上の注意、メッセージ」欄に記載しても構いません。

2. 授業時限

令和4年度前期の授業時限は、昨年度から引き続き、各コマのインターバルを15分間に延長します。その間に、換気や使用した机の消毒等を行うよう、ご協力をお願いいたします。

授業時限	通常	令和4年度前期	備考
1・2時限	9:00～10:30	9:00～10:30	
3・4時限	10:40～12:10	10:45～12:15	
(昼休憩)	12:10～13:00	12:15～13:05	昼休憩は従来どおり50分
5・6時限	13:00～14:30	13:05～14:35	
7・8時限	14:40～16:10	14:50～16:20	
9・10時限	16:20～17:50	16:35～18:05	
11・12時限	18:00～19:30	18:20～19:50	
13・14時限	19:40～21:10	20:05～21:35	

3. 対面授業実施における留意事項

① 感染防止対策の徹底

令和4年度前期についても、昨年度同様、以下のとおり感染防止対策を徹底してください。

- I. 教員・学生ともにマスクの着用と、事前・事後の手指消毒をお願いします。
また、使用した器具や机等の消毒をお願いします。器具や机等の消毒は受講者にも行わせて、教員においては完了を確認してください。
- II. 対面の場合は教室の換気やソーシャルディスタンスの確保などの「3密」回避等、感染防止対策を教員の管理・責任のもとで徹底してください。特に、講義室や研究室等の換気においては2方向の窓や入口を同時に開けるなど、こまめに実施してください。空調機使用の場合も換気は必要です。
- III. 受講生には、授業において、どこに着席していたかを把握するようお伝えください。また、当然のことながら、先生方におかれましては、出欠席者の把握をお願いいたします。
- IV. 「新型コロナウイルス感染症に対する学生ならびに教職員の行動指針」に基づき、毎朝の検温・健康観察をお願いします。

② 状況に応じた学生への配慮

以下のような場合は、**状況に応じた学生への配慮**をお願いします。

【感染・感染疑い】

- ・ 新型コロナウイルスに感染した学生又は発熱等があり感染の疑いがある学生
- ・ 濃厚接触者に認定された学生又は保健所による濃厚接触者か否かの判断を待っている学生
- ・ 上記に準ずる状況の学生

【感染不安】

- ・ 基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い学生
- ・ 重症化リスクが高い高齢者と同居している学生
- ・ その他通学・修学時における感染の不安がある学生

【ワクチン接種】

- ・ 新型コロナワクチンの接種を受ける学生
- ・ 新型コロナワクチンの接種後の副反応により療養する必要がある学生

4. 非対面授業実施における留意事項

授業・ゼミ等の実施については、原則として対面としますが、履修登録者数が多い授業科目で教室を確保できないなどの場合は、非対面で実施いただきます。

非対面授業の実施においては、**セキュリティに関わる重大インシデントや、著作権・肖像権等の他者の権利侵害などが発生しないように、十分注意**してください。

また、各授業内で以下の点に十分留意いただき、受講生に対しても周知をお願いいたします。

- ① 授業で利用する PC の OS、ソフトウェアを最新にしてください。
- ② 外部サービスで大学のメールアドレスを利用登録する際には、パスワードは別の異なるものを用いるようにしてください。
- ③ 授業において他者の著作物を利用する際には、「授業目的公衆送信補償金制度」に基づく「改正著作権法第 3 5 条運用指針（令和 3（2021）年度版）を遵守するようにしてください。
https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf
- ④ 学生に対しては以下の留意事項を示していますので、各授業においても周知徹底を図ってください。
 - ・ 非対面授業で配布された資料（動画・音声ファイルを含む）等を、授業担当教員の許可無く再配布しないこと。
 - ・ 授業担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開しないこと。
 - ・ ビデオ会議を用いた非対面授業の様子を出席者の許可なく写真などに記録し、それを SNS などで共有しないこと。
- ⑤ ビデオ会議を利用した非対面授業において、学生がカメラをオフにすることを希望する場合には、その意思を尊重してください。
なお、カメラをオンにして自室等が映らないことを希望する学生については、設定により背景をぼやかしたり、別の背景に変更したりすることができるサービスがあるので、必要に応じて指示してください。
- ⑥ オンラインによるリアルタイム授業において、授業に出席しながら、一方で「グループライン」等による授業に関わらないトークやチャットを行うことは厳に慎むこと、また、リアルタイム授業中のみならず、SNS 等で他者を誹謗中傷するような行為は決して許されるものではないことを、あらためて学生へ注意喚起してください。
コロナ禍において、教員・学生間、学生・学生間でのコミュニケーションツールとして、SNS 等の利用が増えています。引き続き、モラルを遵守した利用の指導をお願いいたします。
- ⑦ 非対面授業の実施において、オンラインでのやりとりができない学生に対して、教員から資料や課題等を郵送しなければならない場合は、教務課より郵送しますので、教務課までお問い合わせください。

以上